

第3次神川町総合計画策定支援業務委託に関する 公募型プロポーザル提案書作成要領

1. 提案書について

第3次神川町総合計画策定支援業務委託に係る契約候補者が提案を行うためのものです。

2. 提案書の様式

自由様式としますが、片面印刷、用紙の大きさはA4判、文字の大きさは12ポイント以上を基本としてください（写真、イラスト、イメージ図に添えるキャプション等は12ポイント未満でも可としますが、極力読みやすい大きさとしてください。）。

3. 業務の内容、記入上の注意

(1) 第3次神川町総合計画策定支援業務委託受託者として、どのような業務を実施するのか、その提案内容を文字、図画等により表現ください。

記載する内容は自由ですが、評価基準である次の①から⑥に関する内容を必ず盛り込んでください。

- ①業務工程表に履行期間内の会議や意見聴取など具体的な業務遂行スケジュールが適切に示されているか。
- ②本町の特性・課題を的確に捉え、町民の意向を把握するための具体的な手法について優れた提案がなされているか。
- ③各種会議の開催支援等の考え方や具体的な手法について優れた提案がされているか。
- ④人口ビジョン・総合戦略等との整合性について優れた提案がされているか。
- ⑤計画の進捗管理手法が、効果的・効率的に進めることが期待できる提案となっているか。
- ⑥実施計画策定や成果指標の設定等等、進行管理を適切に行うための提案がされているか。

(2) 提案書提出後、プレゼンテーションを実施します。

プレゼンテーションは1者について概ね25分（説明15分・提案内容に対する質疑応答10分）とさせていただきます。また、当日はプロジェクターを用意しますので、使用する場合は、AタイプHDMI端子が接続可能なノートパソコン等にデータを格納してお持ちください。（当日の追加資料等の配布は不可とします。）

※各者プレゼンテーションの時間及び場所は後日、連絡いたします。

※説明者は3名以内とします。

※神川町がプレゼンテーションを求めたものの、出席がない場合は提案意志がないものとみなし、原則として提案書の評価をしないこととします。ただし、病気、交通機関の事故等、真にやむを得ない理由で出席できないと判断される場合はこの限りではありません。この場合、その旨を書面（書式自由、A4判）にて提出くだ

さい。

4. 提案書の提出方法

提案書の提出は以下によります。

- (1) 提出様式：「2. 提案書の様式」を参照ください。
- (2) 提出部数：11部
- (3) 提出場所：〒367-0292 埼玉県児玉郡神川町大字植竹909番地
神川町役場 総合政策課 企画調整担当
- (4) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合、提出期限に必着のこと。）
- (5) 提出期限：令和8年6月15日（月）午後5時まで

5. 質疑など連絡先（質疑はE-mailによる。）

神川町総合政策課企画調整担当

〒367-0292 埼玉県児玉郡神川町大字植竹909番地

電 話：0495-77-0701

FAX：0495-77-3915

E-mail：sousei@town.kamikawa.saitama.jp

6. その他

- (1) 提出を求めた内容以外の書類、図面等については受理しません。
- (2) 提出された提案書は返却しません。
- (3) 提出資料の著作権は、提案者に帰属します。ただし、本町において必要と認めるときは、提案者と協議の上、提出資料の全部又は一部を公開できるものとします。また、審査により特定された提案書及びデザイン等の著作権は町に帰属するものとします。